

～ 制度調査部情報～

2007年02月28日 全3頁

TOB・大量保有報告書 見直しの全体像

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-49

【要約】

TOB・大量保有報告書制度の見直しが、段階的に実施されている。

本稿では、今回の一連のTOB・大量保有報告書見直しの全体像をとりまとめた。

ファンドや事業会社による敵対的買収、買収防衛策の導入など、近年、M & Aを巡る環境は大きく変わってきている。

これを受けて、2006年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」の中でも、TOB・大量保有報告書制度の大幅な見直しが行われた。

同年12月には、施行日や細目を定める政省令も公布された。これを受けて、2006年12月から2007年4月にかけて、改正事項が、順次、施行されていっている。

TOB制度の見直しの主な項目としては、次のものがある。

市場内外にまたがる一連の取得行為(3ヶ月間に市場外で5%、市場内外合せて10%超取得した結果、所有割合が1/3を超える)をTOB規制の対象とする。

TOBに関する開示を拡充する。

対象会社による買収防衛策発動時には、TOBの撤回等を柔軟に認める。 など

大量保有報告書の見直しの主な項目としては、次のものがある。

大量保有報告書(特例報告)の報告頻度(原則3ヵ月ごと 原則2週間ごと)

経営陣・株主総会に、「役員の構成の重大な変更」、「配当政策に関する重要な変更」などを提案する「重要提案行為等」を目的とする場合は、特例報告の利用を認めない。

EDINETによる提出の義務化 など

今回のTOB・大量保有報告書制度見直しの全体像をまとめると次のようになる。

	項目	参照レポート	施行時期
TOB制度 の見直し	いわゆる1 / 3ルールの取扱い明確化(脱法行為への対応) - 3ヶ月間に市場外で5%超、市場内外合わせて10%超取得した結果、所有割合が1 / 3を超える場合はTOB規制の対象とする	横山 淳「TOB規制の範囲の細則」 (2006年12月14日)	2006年12月13日
	情報開示の拡充 - TOBの対象会社の意見表明義務化(開始公告から10営業日以内) - 公開買付者の(TOBの対象会社からの質問に対する)対質問回答報告書義務化(対象会社の意見表明から5営業日以内) - 価格決定プロセス、経営への関与の具体的内容、MBOの利益相反回避措置などについて開示拡充	横山 淳「TOBの意見表明報告書と対質問回答報告書」(2006年3月30日) 横山 淳「TOBの開示拡充」(2007年1月17日)	
	TOBの買付期間の伸長 - 暦日ベースから営業日ベースに(20日~60日 20営業日~60営業日) - 期間が30営業日未満の場合、TOBの対象会社は30営業日に延長請求できる	横山 淳「TOB期間の延長」(2006年12月28日)	
	TOBの撤回等の柔軟化 - 対象会社による買収防衛策発動時には、TOBの撤回等を一定の範囲で容認	横山 淳「TOBの撤回・条件変更の柔軟化」(2006年12月14日)	
	全部買付義務の導入 - 買付後の所有割合が2 / 3以上となる場合は、応募株券の全部の買付けを義務化	横山 淳「TOBの全部買付義務」(2007年2月27日)	

TOB制度 の見直し	買付者間の公平性確保 - TOBの実施中に、競合する他の買付者（1 / 3 超所有）が、5%超買い付ける場合には、対抗TOBを義務付け	横山 淳「TOB規制の範囲の細則」 （2006年12月14日）	2006年12月13日
大量保有報告制度 の見直し	重要提案行為等 - 重要提案行為等を目的とする場合は、特例報告の利用を認めない	横山 淳「大量保有報告と重要提案行為等」 （2007年1月25日）	2006年12月13日 （一部、2007年1月1日）
	特例報告の頻度 - 「原則3ヵ月ごと」から「原則2週間ごと」に	横山 淳「大量報告の特例報告基準日、07年1月から大幅に短縮」 （2007年1月4日）	2007年1月1日
	共同保有者の見直し - 「みなし共同保有者」の範囲の見直し - 共同保有者間の重複計上の解消	横山 淳「大量保有の共同保有者についての見直し」 （2007年1月17日）	
	変更報告書の提出事由 - 変更報告書の提出事由の明確化	横山 淳「大量保有の変更報告書提出事由の細則」 （2007年1月25日）	
	対象の拡大 - 「議決権のある株式」に転換され得る「議決権のない」株式も大量保有報告対象に - 投資証券等も大量保有報告対象に	横山 淳「大量保有報告書と議決権のない株式」 （2007年2月27日）	
	EDINET提出 - 大量保有報告書のEDINET提出義務化	横山 淳「大量保有報告制度の見直し」 （2006年5月8日）	2007年4月1日

() 参照レポートは、本稿作成段階のものである。

(出所) 大和総研制度調査部作成